

職務内容書等

1. 法人名

公益財団法人 つくば科学万博記念財団

2. 法人の業務内容

当財団は、昭和 60 年（1985 年）に筑波研究学園都市において開催された国際科学技術博覧会の成功を記念し、科学技術の普及啓発等の事業を行い、もって我が国の科学技術の振興に寄与することを目的としています。

この目的を達成するため、以下の事業を行っています。

- (1) つくばエキスポセンターの運営
- (2) 科学技術の普及啓発及び人材育成の促進
- (3) 科学技術に関する産業界、大学及び公的機関の連携の促進並びに科学技術の国際交流の促進
- (4) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

※詳細は、当財団及びつくばエキスポセンターのホームページを参照してください。

3. 職務内容等

理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、本財団の業務の執行の決定に参画します。

【理事長】

理事長は、理事会の構成員及び議長として当財団の経営に関する重要事項を決定するとともに、当財団を代表し、定款に定める目的を達成するために必要となる事業の推進、並びに法人全体の運営管理業務を総理する。

4. 必要とされる経験等

- (1) 当財団の経営上の課題の発見とその解決を図るための熱意と責任感を持ち、実行力があり、計画実現のためのリーダーシップを発揮できると認められること。
- (2) 科学技術全般に関する幅広い知識と経験を備えていること。
- (3) 当財団の業務内容と現状を充分理解していること。特に、科学技術の普及啓発、理解増進及び産学官連携に関する知識並びに公益法人制度に関する知識を有していること。
- (4) 民間企業や国及び地方公共団体並びに同種団体などの諸機関との円滑な渉外交渉や調整業務を遂行することができる十分な経験を有すること。

- (5) 民間企業、独立行政法人、国立研究開発法人、大学、国又は地方公共団体等において、組織運営に関する十分な経験を有し、強いリーダーシップを発揮できた実績を有すること。
- (6) 公益財団法人の役員としての中立性・公平性を保って業務を遂行でき、周囲の誤解を招くような行動を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。
- (7) 心身ともに健康であること。

5. 勤務条件

- (1) 勤務形態：常勤
- (2) 勤務地：つくば市吾妻2-9（つくばエキスポセンター内）
- (3) 勤務時間：当財団就業規程に準ずる。
- (4) 報酬等：当財団の「評議員、理事及び監事報酬等規程」、「役員退職手当支給規程」等による。
- (5) 福利厚生：健康保険、厚生年金、健康診断等
- (6) その他：当財団の規程等に定めるところによる。

6. 欠格事項

以下に該当する場合は、役員となることはできません。

- (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第65条第1項各号の規定に該当するもの。
- (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1号イからニまで規定する欠格事由に該当するもの。

以 上

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（抜粋）

（役員資格等）

第 65 条 次に掲げる者は、役員になることができない。

- 一 法人
- 二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- 三 この法律若しくは会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 255 条、256 条、第 258 条から第 260 条まで若しくは第 262 条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成 12 年法律 129 号）第 65 条、第 66 条、第 68 条若しくは第 69 条の罪、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 266 条、第 267 条、第 269 条から第 271 条まで若しくは第 273 条の罪若しくは破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 265 条、第 266 条、第 268 条から第 272 条まで若しくは第 274 条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過していない者
- 四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（抜粋）

（欠格事項）

第 6 条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

- 一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - イ 公益法人が第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取り消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しないもの
 - ロ この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般社団・財団法人法」という。）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）の規定（同法第 32 条の 2 第 7 項の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3 第 1 項、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）第 1 条、第 2 条若しくは第 3 条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

- ハ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ニ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員で亡くなった日から 5 年を経過しない者（第 6 号において「暴力団員等」という。）